

院内感染防止対策に関する取組事項について

- ① 院内感染対策委員会と感染対策チームを設置し、感染防止対策に努めています。
- ② 院内感染対策マニュアルを作成し、それに準じて職員一丸となった感染予防に取り組んでいます。
- ③ 感染防止対策に関する研修会を、年に 2 回以上実施しています。
- ④ 感染対策チームで定期的なラウンドを行い、適切な対策を実施できるように指導しています。
- ⑤ 抗菌薬の適正使用が実施されるよう、特定の抗菌薬については届出制にし、不適切な使用が行われないように努めています。
- ⑥ 感染向上対策加算 1 を取得している医療機関と連携し、定期的なカンファレンスの実施を通じて、感染防止対策活動を行っています。